

平成 26 年 5 月 16 日
総務省 九州管区行政評価局

権利行使を目的とした戸籍謄本の第三者請求に当たって、本来は提出する必要のない委任状を求めている市町村は、その運用を改めてほしい。

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省九州管区行政評価局（局長 杉山茂）は、下記の行政相談を端緒として、行政苦情救済推進会議（座長 石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 26 年 3 月 27 日に、福岡法務局に対して改善をあっせんしました。

当局のあっせんに対し、平成 26 年 4 月 30 日に福岡法務局から、下記の改善措置を講じた旨の回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

子供のいない申出人が、死亡した配偶者の遺産の相続手続に必要なため、同じく法定相続人となった配偶者の兄弟姉妹の戸籍謄本の交付をある市町村役場で請求したところ、委任状がないとして断られた。しかし、後日、法定相続人が遺産相続のために交付請求をする場合、委任状は必要ないと聞いた。本来は提出する必要のない委任状を求めている市町村に対し、その運用を改めるよう指導してほしい。

【当局のあっせん要旨】

- 1 福岡法務局は、市町村長に対し、権利行使等を目的とした第三者は、請求理由等が確認できれば、委任状がなくても戸籍謄本の交付を請求できることについて、ホームページ上の記載を適切に行うよう助言すること。
- 2 窓口での説明についても留意するよう要請すること。
- 3 助言に際しては、プライバシー保護等への配慮についても併せて周知するよう要請すること。

【法務局の回答要旨】

- 1 福岡法務局長及び地方法務局長から管内の市区町村長に対し、①ホームページにおける戸籍謄本等の請求方法に係る案内を適切に行うとともに、②プライバシー保護等に係る周知を徹底することについて、文書により助言を行った。
- 2 窓口での説明についても、福岡法務局及び地方法務局が開催する会議の席上、市区町村の戸籍事務従事職員に対し、適正に行うよう助言を行った。

（注）地方法務局は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県に所在。

担当： 首席行政相談官 立花隆幸
電話： 092-431-7081（代表）

(参考)

行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

(行政苦情救済推進会議構成員)

石森 久広 (西南学院大学大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
森本 廣 (九州経済調査協会理事長)
池内 比呂子 (社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
藤井 通彦 (西日本新聞社論説委員長)
廣渡 雪路 (福岡行政相談委員協議会会長)
浅野 秀樹 (弁護士)

(平成 26 年 5 月 1 日現在)